

新潟市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年9月28日規則第49号）

最終改正:令和2年3月27日規則第15号

改正内容:令和2年3月27日規則第15号

○新潟市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則

昭和60年9月28日規則第49号

改正

昭和61年3月31日規則第4号
 平成4年3月27日規則第8号
 平成8年4月1日規則第34号
 平成9年6月25日規則第48号
 平成12年12月25日規則第101号
 平成13年3月29日規則第19号
 平成17年9月30日規則第240号
 平成19年3月30日規則第142号
 平成20年4月30日規則第59号
 平成24年3月28日規則第58号
 平成25年3月22日規則第32号
 令和2年3月27日規則第15号

新潟市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年新潟市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
 (申請書の提出)

第2条 条例第2条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者は、登録を受けようとする日の2月前から1月前の間に、申請書を市長に提出しなければならない。
 (申請書の様式)

第3条 条例第3条第1項の申請書は、別記様式第1号によるものとする。
 (申請書の添付書類)

第4条 条例第3条第2項第1号に規定する誓約書は別記様式第2号、同項第2号に規定する器具明細書は別記様式第3号、同項第3号に規定する業務提携証書は別記様式第4号によるものとする。

2 条例第3条第2項第4号に規定する規則で定める書類又は図面は、次のとおりとする。

- (1) 申請者が個人である場合には申請者（その法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員）を含む。）の略歴を記載した書類（別記様式第5号）及び申請者（その法定代理人（個人に限る。）を含む。）の住民票の写し又はこれに代わる書類、申請者が法人である場合にはその役員の略歴を記載した書類（別記様式第5号）及び登記事項証明書
- (2) 営業所の所在地付近の案内図
- (3) 営業所ごとに保守点検を受託している浄化槽の基数を記載した書類（別記様式第6号）
- (4) 営業所ごとに置かれる専任の浄化槽管理士が浄化槽管理士免状の交付を受けた者であることを証する書類
- (5) 前号の浄化槽管理士の略歴を記載した書類（別記様式第7号）及び住民票の写し又はこれに代わる書類
- (6) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第10条第2項に規定する政令で定める規模の浄化槽の保守点検を行うおとする場合は、浄化槽管理士が環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「省令」という。）第8条に規定する技術管理者の資格を有していることを証する書類
- (7) その他申請書に添付することを市長が指示した書類又は図面
 (登録簿の様式)

第5条 条例第4条第1項の浄化槽保守点検業者登録簿は、別記様式第8号によるものとする。
 (登録証明書の交付)

第6条 市長は、条例第4条第1項の規定により登録をした場合は、別記様式第9号による浄化槽保守点検業者登録証明書を交付するものとする。
 (登録簿の謄本の交付等)

第7条 条例第4条第3項の規定により浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者は、別記様式第10号による浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付（閲覧）請求書を市長に提出しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧は、新潟市役所環境部環境対策課内において、市長の定める方法により、これを行わなければならない。
 (変更の届出)

第8条 条例第6条第1項の規定により変更の届出をしようとする者は、別記様式第11号による浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書を市長に提出しなければならない。

2 条例第6条第1項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次の各号に掲げる事項に係るものであるときは、当該各号に定める書類又は図面を浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書に添付しなければならない。

- (1) 条例第3条第1項第1号に掲げる事項 条例第3条第2項第1号に規定する誓約書及び第4条第2項第1号に規定する書類
- (2) 条例第3条第1項第2号に掲げる事項 条例第3条第2項第2号に規定する器具明細書及び第4条第2項第2号に規定する図面
- (3) 条例第3条第1項第3号に掲げる事項 条例第3条第2項第1号に規定する誓約書及び第4条第2項第1号に規定する書類
- (4) 条例第3条第1項第4号に掲げる事項 第4条第2項第4号及び第5号に規定する書類
- (5) 条例第3条第1項第5号に掲げる事項 条例第3条第2項第3号に規定する書類

3 第6条の規定は、条例第6条第1項の規定による変更の届出があつた場合に準用する。
 (廃業等の届出)

第9条 条例第7条の規定により廃業等の届出をしようとする者は、別記様式第12号による浄化槽保守点検業廃業等届出書を市長に提出しなければならない。
 (器具の備付け)

第10条 条例第9条第2項に規定する規則で定める器具は、次のとおりとする。

- (1) 溶存酸素計
- (2) 透視度計
- (3) 水素イオン濃度指数測定器具
- (4) 亜硝酸性窒素測定器具
- (5) 残留塩素測定器具
- (6) 汚泥沈殿率測定器具
- (7) スカム及び汚泥厚測定器具
- (8) その他異物の除去等浄化槽の保守点検の技術上の基準を遵守するため必要な用具等
 (浄化槽管理士の研修)

第10条の2 条例第9条第4項の規則で定める研修は、新潟県若しくは新潟県内の市町村又は次に掲げる事項についての研修を適正かつ確実に行うことができると市長が認めた者が、当該事項について行うものとする。

- (1) 浄化槽に関する行政の動向
- (2) 浄化槽の構造及び機能
- (3) 浄化槽の保守点検及び清掃の手法
- (4) 新潟県内における浄化槽に関する情報
 (浄化槽管理士証)

第11条 条例第10条第4項に規定する規則で定める浄化槽管理士証は、別記様式第13号によるものとする。
 (標識)

第12条 条例第11条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 登録番号及び登録有効期間
 - (3) 営業所名
- 2 条例第11条の標識は、別記様式第14号によるものとする。
 (帳簿の備付け等)

第13条 条例第12条の規定により営業所ごとに備えるべき帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽保守点検台帳
 - (2) 浄化槽保守点検記録票
 - (3) 浄化槽管理士日報
- 2 前項第1号の浄化槽保守点検台帳は、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 契約番号又は整理番号及び施設又は建築物の名称並びに所在地
 - (2) 浄化槽管理者の氏名及び住所
 - (3) 浄化槽の処理対象人員、性能及び構造
 - (4) 浄化槽の工事業者名及び設置届出年月日
 - (5) 保守点検を担当する浄化槽管理士の氏名
 - (6) 保守点検実施年月日及び修繕等の記録
- 3 第1項第2号の浄化槽保守点検記録票は、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 浄化槽管理者の氏名及び保守点検実施年月日
 - (2) 省令第2条第1号イからへまでに掲げる事項の点検結果
 - (3) 省令第2条第2号から第14号までに掲げる措置を講じた場合には、その内容
 - (4) その他単位装置及び付属機器の稼動状況、異常の有無、修理の要否等特記すべき事項
- 4 第1項第3号の浄化槽管理士日報は、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 保守点検実施年月日及び時刻
 - (2) 保守点検浄化槽の所在地及び浄化槽管理者名
 - (3) 点検結果又は特記事項
- 5 第1項の帳簿は、各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後3年間保存しなければならない。
(身分を示す証明書)

第14条 条例第14条第3項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第15号によるものとする。
(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、浄化槽保守点検業者の登録に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日（昭和60年10月1日）から施行する。

附 則（昭和61年規則第4号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成4年規則第8号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第34号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第48号）

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第101号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年規則第19号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第240号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第142号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第59号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に発行されている立入検査員証は、改正後の新潟市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の規定による立入検査員証とみなす。

附 則（平成24年規則第58号）

この規則は、民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）の施行の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則（平成25年規則第32号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別記様式第2号の規定は、この規則の施行の日以後に市長に提出する申請書（新潟市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年新潟市条例第34号）第3条第1項の申請書をいう。以下同じ。）又は浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書（新潟市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則第8条第1項の浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書をいう。以下同じ。）に添付すべき誓約書（同条例第3条第2項第1号に規定する誓約書をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に市長に提出された申請書又は浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書に添付すべき誓約書については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月27日規則第15号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式第2号（第4条関係）
別記様式第2号（第4条関係）

誓約書

浄化槽保守点検業者登録申請者、その役員及び法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。）は、新潟市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第5条第1項第1号から第7号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

なお、上記の者は、市長がその者について新潟市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第5条第1項第5号に該当するか否かの確認のため必要があると認める場合には、新潟県警察本部に対してその確認のための照会をすることに同意しています。

年 月 日

申請者

印

（宛先）新潟市長

別記様式第3号(第4条関係)
別記様式第3号(第4条関係)

器 具 明 細 書

年 月 日現在

(営業所名) _____

番号	器 具 名	型式・性能	数 量	備 考
1	溶存酸素計			
2	透視度計			
3	水素イオン濃度指数測定器具			
4	亜硝酸性窒素測定器具			
5	残留塩素測定器具			
6	汚泥沈殿率測定器具			
7	スカム及び汚泥厚測定器具			

別記様式第4号(第4条関係)
別記様式第4号(第4条関係)

業 務 提 携 証 書			
年 月 日現在			
営 業 所 名			
浄 化 槽 清 掃 業 者		浄化槽汚泥の収集運搬業者	
住 所 ・ 氏 名	確 認 印	住 所 ・ 氏 名	確 認 印

別記様式第5号(第4条関係)
別記様式第5号(第4条関係)

略 歴 書
(法 人 の 役 員)
(本 人)
(法 定 代 理 人 で あ る 個 人)
(法 定 代 理 人 で あ る 法 人 の 役 員)

現住所	〒 ー 電話番号()		
フリガナ氏名		生年月日	
職名		常勤・非常勤の別	
職歴	期 間 (自 年 月 日) (至 年 月 日)	従事した職務内容	
賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日 氏名 (印)			

記入上の注意

- 1 (法人の役員)・(本人)・(法定代理人である個人)・(法定代理人である法人の役員)については、不要のものを消すこと。
- 2 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

別記様式第6号(第4条関係)
別記様式第6号(第4条関係)

浄化槽管理基数一覧表

年 月 日現在

営業所名						
人槽 方式	合 計	5~20	21~200	201~500	501以上	備 考
	計	基	基	基	基	基
単独浄化槽						
合併浄化槽						

営業所名						
人槽 方式	合 計	5~20	21~200	201~500	501以上	備 考
	計	基	基	基	基	基
単独浄化槽						
合併浄化槽						

別記様式第7号(第4条関係)
別記様式第7号(第4条関係)

略歴書(浄化槽管理士)			
現住所	〒 ー 電話番号()		
フリガナ氏名		生年月日	
勤務営業所名		職名	
職歴	期 間 (自 年 月 日 至 年 月 日)	従事した職務内容	
賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名 (印)			
記入上の注意 「賞罰」の欄には行政処分等についても記載すること。			

別記様式第8号(第5条関係)
別記様式第8号(第5条関係)

新潟市浄化槽保守点検業者登録簿										
登録業者名	登録年月日	登録番号	変更等届出書 届出年月日	1	年 月 日	3	年 月 日	5	年 月 日	
	年 月 日	新潟市長(登)第 号	登録年月日	2	年 月 日	4	年 月 日	6	年 月 日	
1 登録業者(条例第3条第1項第1号)			3 法人の役員(条例第3条第1項第3号)			4 浄化槽管理士(条例第3条第1項第4号)			5 業務提携業者名(条例第3条第1項第5号)	
氏名又は名称		氏名	役員(常勤・非常勤)	備考	所属営業所名	氏名	免状交付番号	備考	浄化槽清掃業者名	備考
住所 電話番号										
代表者の氏名										
2 営業所(条例第3条第1項第2号)									浄化槽汚泥の収集 運搬業者名	備考
名称	所在地									
特記事項										

別記様式第9号(第6条関係)
別記様式第9号(第6条関係)

浄化槽保守点検業者
登録証明書

登録業者名
(代表者氏名)

住 所
(所在地)

登録番号 新潟市長(登)第 号

登録有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

上記につき、新潟市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例に基づき保守点検業者の登録をしたことを証明する。

年 月 日

新潟市長 (印)

別記様式第10号(第7条関係)
別記様式第10号(第7条関係)

浄化槽保守点検業者登録簿 謄本交付(閲覧)請求書	
年 月 日	
(宛先)新潟市長	
申請者	住所 氏名 (印)
謄本交付(閲覧) する業者名	
謄本交付の枚数	
請求の理由	

別記様式第11号 (第8条関係)
別記様式第11号(第8条関係)

浄化槽保守点検業者登録事項届出書		添付書類一覧表	
(宛先)新潟市長		年 月 日	
登録業者 (届出者)	住所 (法人の場合はその所在地) 電話()	1 申請者に関する事項 (1) 氏名又は名称 (2) 住所 (3) 法人の代表者の氏名	登録証明書 (変更前) 誓約書 略歴書(本人・法人の役員) 住民票の写し又は法人の登記事項証明書
	氏名 (法人の場合はその名称,) () (代表者の氏名)		
登録番号	新潟市長(登)第 号	2 営業所に関する事項 (1) 名称 (2) 所在地	器具明細書 案内図
登録年月日	年 月 日	3 法人の役員に関する事項 氏名	誓約書 略歴書 (法人の役員) 法人の登記事項証明書
変更 内容	変更事項	4 浄化槽管理士に関する事項 氏名	浄化槽管理士免状の写し 略歴書 (浄化槽管理士) 住民票の写し
	変更前		
	変更後		
変更年月日	年 月 日	5 業務提携に関する事項 (1) 浄化槽清掃業者名 (2) 浄化槽汚泥の収集・運搬業者名	業務提携証書
変更理由			

別記様式第12号(第9条関係)
別記様式第12号(第9条関係)

浄化槽保守点検業廃業等届出書	
年 月 日	
(宛先)新潟市長	
届 出 者	住所 (法人の場合はその所在地) 電話()
	氏名 (法人の場合はその名称, 代表者の氏名) (印)
登 録 番 号	新潟市長(登) 第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
廃業等年月日	年 月 日
廃業等の理由	
添付書類 登録証明書	

別記様式第13号(第11条関係)
別記様式第13号(第11条関係)

浄化槽管理士証			
氏名・生年月日	年	月	日生
浄化槽管理士 免状交付番号	第		号
所属営業所名			
上記のとおりであることを証します。			
年	月	日	
			業者名 (印)

別記様式第14号(第12条関係)
別記様式第14号(第12条関係)

← 40 センチメートル以上 →	
浄化槽保守点検業者登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	新潟市長(登) 第 号
登録有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
営業所名	
↑ 35 センチメートル以上 ↓	

別記様式第15号 (第14条関係)
別記様式第15号 (第14条関係)

(表)

第	号	
所属		写真
職名		
氏名		
生年月日	年 月 日生	
新潟市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例 第14条第3項の立入検査員証		
新潟市長	印	
		年 月 日発行 年 月 日限り有効

(裏)

新潟市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(抜粋)	
(報告徴収, 立入検査等)	
第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告させることができる。	
2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。	
3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。	
4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	